

奈良市公民館使用料等検討委員会設置要綱（平成18年奈良市告示第750号）

（目的及び設置）

第1条 本市における公民館の使用料のあり方等について検討するため、奈良市公民館使用料等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 公民館の使用料のあり方に関する事。
- (2) 公民館の使用料の減免措置に関する事。
- (3) その他公民館の運営に関する事。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会教育委員
- (2) 公民館運営審議会委員
- (3) 学識経験者
- (4) 市民から公募した者

（会長及び副会長）

第4条 検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 検討委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営その他について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年12月8日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、第2条の規定による報告が行われた日限り、その効力を失う。